

預金規定改正のお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会勢力による被害を防止する為の指針」等を踏まえ、普通預金規定、定期預金規定等の各規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年4月1日以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せ下さい。

埼玉県医師信用組合

【改正内容】

普通預金規定、定期預金規定等の各規定に暴力団排除条項を導入します。

- ・お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解除ができます。
- ・改正後の新規定は改正前よりお取引きいただいているお客様にも適用されます。

【暴力団排除条項の例】

○普通預金規定

(下線の条項を追加。以下次条を繰下げ。二条線の条項を修正。)

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金の口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

(1) <略> (変更なし)

(2) <略> (変更なし)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) <略> (変更なし)

(5) 前3項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当組合は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

【対象規定】

- ・流動性預金関係の各規定（普通預金、貯蓄預金等）
- ・通知預金の規定
- ・定期預金関係の各規定（自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金等）